

キャッシュバックで実質無料！ 「自己負担なし」と言わされたけど大丈夫？

相談事例 1

本当かなあ…



街頭で「エステティックサロンの宣伝に協力して欲しい」と声をかけられた。

友人と一緒にその足でサロンを訪れ、50万円のエステティックコースを勧められた。

「3年間(36回払い)のショッピングローン(個別クレジット)を利用しエステティック契約をすれば、

毎月施術後に同額がキャッシュバックされ、全額実質無料になる」と説明を受け契約してしまった。

「中途解約も可能」との説明を受けたが、本当に3年間無料で施術してもらえるのか心配になってきた。

※エステティック契約とクレジット契約は別の契約になります

仮に事業者が倒産した場合であっても、クレジット契約は引き続き有効であり、契約内容に問題がなければ、クレジット契約に基づき利息を含むローン全額を返済する義務が契約者にはあります。

相談事例 2

全額無料になる『キャッシュバックキャンペーン』を勧められ、40万円のセレクトコースを契約した。

支払方法に選択肢はなく消費者金融*からの借入一択だったが、長年通っていたので不信感も抱かず、セレクトコースの契約金を借入れ、その日のうちに全額サロンへ送金した。

契約から6ヵ月間は、約束期日までにサロンから現金が振り込まれたが、その後遅延が始まり、

先月から全く振り込みがない状況。現在も消費者金融へ、月々15,000円を返済している。

SNSなどを確認すると同様の被害報告が複数あり、同サロンを利用した人で50万円を契約し、

同じように消費者金融から借入をさせられていた。サロンが倒産し借金だけが残ることは避けたい。

*消費者金融とは『貸金業法』に基づき融資を行う貸金業者です

即日融資を受けやすいといったメリットがある反面、金利が高い傾向にあり、解約する際には、借入残高と利息の全てを返済し、完済しなくては原則解約手続きを行うことができず、二者契約のため割賦販売法が適用されません。よって、個別クレジット契約(三者契約)では受けられる、消費者保護のための制度が適用されません。

エステティックサロンでは、様々なキャンペーンなどを行っており、無料体験やモニター割引、限定サービスなどがありますが、長期に渡る施術を『全額無料』で提供することには疑念があります。『実質無料』や『キャッシュバック』などと勧誘された、高額契約によるトラブルが増えてています。ショッピングローンなどの長期クレジット契約を行う際には、支払いに必要な分割手数料も含め、契約内容について不明な点やおかしな点などがないか、冷静に判断してから契約しましょう。

※おかしいな？と思ったとき、トラブルになった場合は、消費者ホットライン(188)へ電話しましょう